

協議・調整事項

② 教育に関する大綱について

**大綱とは:「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」**

・地方公共団体の大綱の策定について

【改正 地方教育行政法による「大綱」とは】

- (1)地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3により、地方公共団体の長は、総合教育会議によりその大綱の制定又は変更に関して協議する。制定後は、遅滞なく、これを公表する。
- (2)大綱は、教育の他、学術、文化、スポーツも大綱の対象となり得るが、その地方公共団体の状況（地域の実情）に応じた大綱の策定が必要である。
- (3)総合教育会議によって調整が行われた事項については、首長及び教育委員会の双方に尊重義務がある。結果、大綱の下、それぞれの事務を管理・執行していくこととなり、地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化される。

・芝山町の大綱の策定について

【芝山町教育大綱となる計画等について】

- (1)教育基本法に規定する教育振興基本計画、その他計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられる。

上記の内容から、第4次芝山町総合計画 より大綱の骨子として、以下のような4つの項目によって大綱を策定することが望ましいと考える。

(第4次芝山町総合計画 より)

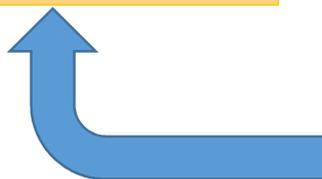
- ・①基本理念「自立と連携」
- ・②将来像 「活力ある緑の大地と空があふれるまち・芝山」
- ・③まちづくりの目標と④施策の大綱

③まちづくりの目標

- ・一体となり連携を重視したまちづくり
- ・子育てを応援し豊かに生活でき高齢者が元気なまちづくり
- ・農業を拠点とした食のまちづくり

④施策の大綱

1. 臨空のまちづくりをめざして
2. 快適で安全なまちづくりをめざして
3. 共に支えあうまちづくりを目指して
4. 人材を育てるまちづくりを目指して



2015.5.22（金）

第1回芝山町総合教育会議 資料3

（第4次芝山町総合計画 中期基本計画「まちづくり編」より）（④施策の大綱）

◎ 人材を育てるまちづくりを目差して

（基本施策として）4つの項目

1. 子どもたちの教育環境の向上
2. 生涯を通じた学習活動の推進
3. 文化・スポーツ活動の推進
4. 共生社会の推進

この4点を「芝山町教育大綱」の柱として、「芝山町教育大綱」を策定する予定です。

参考 : 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

**(大綱の策定等)**

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

**(総合教育会議)**

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。